

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 30 日現在

機関番号：32641
研究種目：基盤研究(B) (一般)
研究期間：2013～2015
課題番号：25285028
研究課題名(和文) 倒産手続の担い手—その変遷と展開の理論的分析—

研究課題名(英文) Insolvency proceedings and Professionals

研究代表者

佐藤 鉄男 (Sato, Tetsuo)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：80187210

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,800,000円

研究成果の概要(和文)：現代における倒産手続の担い手がいかなる状況にあるのか、比較や歴史を踏まえながら、現状を理論的に分析するとともに、将来の展望をも明らかにすることに努めた。

倒産裁判所、債務者代理人・管財人となる弁護士、そして当事者である債務者、債権者の手続上の位置づけや相互関係が、倒産というダイナミックな経済現象を扱うものであるがゆえに大いに変遷してきていることが痛感できた。とりわけ、対立する債務者と債権者の利害の調整をどこに求めるかが、時と場所により異なりうることがわかり、そうした脈絡で問題を考えることの大切さを確信できた。国内外の最新の問題状況についての分析を試みることができたと自負する。

研究成果の概要(英文)：We have tried to think about Insolvency Practitioner(IP) from historical point and comparative point, particularly, insolvency court, insolvency lawyer, debtor and creditor. As time went by, the role of Insolvency Practitioner has changed. We can understand that the role of Insolvency Practitioner is influenced by the purpose of insolvency proceedings.

研究分野：民事手続法

キーワード：倒産法 倒産実務家・専門家 破産管財人

1. 研究開始当初の背景

倒産事件の処理を誰が担っているかという問題は、時と所によって異なっており、逆にそれは当該倒産処理の特徴を成すものである。国家が関与する倒産処理の例や民間主導の倒産ADRの存在により、裁判所の倒産手続は一つの選択肢にすぎなくなった。そして、倒産処理に関係する専門家も弁護士に限られない時代となってきた。

こうした状況を踏まえ、現在のわが国の倒産処理の担い手のあり方を歴史的・比較法的に捉え、問題点を浮き彫りにするとともに、わが国の倒産処理がより洗練されたものになるのには何が必要かを解明したいと考えた。重要な問題であるにもかかわらず、これまでの倒産法で理論的な研究が少なかった分野であったとの認識による。

2. 研究の目的

担い手として定番の裁判所、破産管財人などの手続機関、そして当事者(債権者、債務者)が、倒産というシチュエーションにおいてどのような位置づけにあり、実際その者達はどのように動いているのか、等身大の姿を捉えることから発展のための伸びしろを読み説いていく。

法制度はこれを動かす人を得て初めて具体的な実在としての意味をもつ。倒産処理も平成の倒産法改正が落ち着きを見せたこの時期にあっては、「人」の面から捉えることが有用である。近時は倒産処理に関与する裁判官や弁護士からの発信も増えてきたので、それも踏まえつつ、外部にいる研究者が理論的関心から分析することが、今後の発展への寄与になるはずであり、現場へのフィードバックも狙えると考えた。

3. 研究の方法

本研究グループは、20代から60代までバラエティーに富んだ総勢13人から成る。全体打合せで問題意識を共有するとともに、各自の分担を決めて取り組む、それを繰り返した。比較検討のために外国文献の調査を進めるとともに、この間、ほとんどのメンバーが短期の外国調査に出向いた。イギリス、中国、アメリカ、ドイツ、フランス、オーストラリアを訪問し、研究者や倒産処理実務家へのインタビューなどを実施した。

そして、肝心のわが国の問題状況についても、全体打合せにゲストを招いての意見交換を積極的に行うことで、最新情報の取得に努めた。

目新しい研究手法ではないが、堅実なものであった。各自多忙な東西のメンバー13人が共同研究することは大変な面もあったが、お互いが触媒となり刺激的な活動となった。

4. 研究成果

学会発表、国際シンポジウム、論文公表、そして区切りの意味でのメンバー全員が執筆する図書(2016年内刊行予定)などの成果となった。

本研究が取り組んだテーマは、裾野が広く

問題は多岐にわたっており、3年間で得られた成果はまだ不十分という実感もあるが、以下の5つに分けて説明が可能である。

(1)第1に、わが国の倒産処理の担い手状況を歴史的な脈絡で捉えたことである。今日までの発展過程で様々な国のモデルから刺激を受けながら、担い手という人間の問題は、その国の特質が現れるものである。裁判所が倒産処理を主宰する方式は、倒産処理の世界で実は必ずしもメジャーな存在ではなかったものであり、それがためニュー・プレーヤーとも呼ぶべき産業再生機構や中小企業再生支援協議会といった国や行政が絡む倒産処理と競合するのがわが国の裁判所の倒産処理の立ち位置であることが確認できた。

(2)第2に、個別の倒産事件の処理で中心的な役割を果たす債務者代理人と管財人についての研究を進めた。時間的に最も早く個々の事件との関わりをもつのが債務者代理人であるが、債務者からの依頼を契機に関与する存在でありながら、倒産手続における債権者全体の利益の実現の鍵を握っている。学会が十分な分析をしてこなかったこの問題に我々は切り込んだ。一方、管財人に関しては、従来から関心の高い問題であったが、その法的地位や報酬について、比較法や倒産手続の目的論という点から、新たな視点の提示、タブーにも挑戦することができた。

(3)第3に、私的整理を中心として、地域金融機関、中小企業再生ファンド、中小企業再生支援協議会などの、倒産処理プレーヤーにつき、実証主義的な分析を行った。そして、これらのプレーヤーによる私的整理と現在の民事再生実務の最大の相違点は、事業再構築の能力にあるとの結論に立ち、一方で、私的整理のより一層の充実と法律家の私的整理への参加を説き、他方で、民事再生の事業再構築能力を向上させる方策を、別の言い方をすれば、私的整理との連続性を保った民事再生実務の実現のための方法を検討した。これにより、「倒産事件の民事再生離れ」という問題の解決に資するはずである。

(4)第4に、再建型の倒産手続を中心に、ここにおいてメインの手続的地位が与えられていない債権者をどう位置づけるべきかについて様々な角度から検討した。それは、管財人の選任や計画案の作成のあり方を問うだけでなく、再生債務者(D.I.P.)、債権者委員会の位置づけにも影響するし、財団放棄という現象の理論分析にもつながった。

(5)第5に、わが国の倒産処理の担い手を外国のそれとの比較で眺める作業は、参考になる特徴的な外国の状況それ自体の新たな知見の獲得にもつながった。海外調査に出かけたアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オーストラリア、中国において、裁判所や専門家が倒産手続との関係でどのような存在であるのかを先行研究にはない視点で抽出できたと思う。この点は、国際倒産事件でわが国の担い手が外国の担い手と折衝する

ような場面で有用な情報であると思われる。
5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 16 件)

中西正、民事再生における事業再構築のプロセスの検討、査読無、事業再生と債権管理 152 号、2016、74-84
藤本利一、中小企業再生における事業譲渡の意義、査読無、銀行法務 21 794 号、2015、36-37
佐藤鉄男、倒産手続の担い手団体の効用と可能性、査読無、NBL1061 号、2015、19-25
玉井裕貴、The History of Japanese Insolvency Law、査読無、東北学院法学 76 号、2015、546-556
玉井裕貴、ドイツ自己管理手続における自己管理人とその機関の責任、査読無、東北学院法学 76 号、2015、285-302
藤本利一、相殺の合理的期待について、査読無、銀行法務 21 788 号、2015、37-39
藤本利一、ロンドン・アプローチの終焉と法的整理手続の台頭(上)、査読無、阪大法学 65 巻 3 号、2015、207-227
佐藤鉄男、わが国における裁判所と倒産手続の関係、査読無、事業再生と債権管理 149 号、2015、76-86
藤本利一、アメリカ法における 1970 年の企業再建、査読無、阪大法学 65 巻 2 号、2015、447-467
藤本利一、別除権協定の失効とその効果、査読無、阪大法学 64 巻 6 号、2015、295-308
佐藤鉄男、高田賢治、松下祐記、中西正ほか、シンポジウム倒産手続の担い手その役割と考え方、査読無、民事訴訟雑誌 61 号、2015、86-146
佐藤鉄男、担い手にみるわが国の倒産法概史、査読無、金融法務事情 2005 号、2014、76-87
佐藤鉄男、破産管財人による責任査定申立て、査読無、事業再生と債権管理 145 号、2014、82-87
金春、オーストラリアにおける裁判所の関与のあり方について、査読無、NBL1037 号、2014、55-67
藤本利一、裁量免責の考慮要素と判断枠組、査読無、私法判例リマークス 50 号、2014、130-133
佐藤鉄男、管財人制度にみる日・独・中の倒産法比較、査読無、金融法務事情 1988 号、2014、50-61

〔学会発表〕(計 5 件)

杉本純子、高田賢治、玉井裕貴、佐藤鉄男、ハワイと日本の倒産法、ハワイ日本倒産法シンポジウム(ハワイ大学マノア校ロースクール・アジア太平洋商事法協会及び本研究グループ主催) 於 ケース、

ロムバルディ&ペティ法律事務所 2015 年 2 月 17 日
佐藤鉄男、第 3 セッション金融機関の倒産パネリスト、東アジア倒産再建協会、2014 年 9 月 28 日 於：立命館大学
藤本利一、「会社更生法 203 条 2 項(民事再生法 177 条 2 項と同旨)の意義」日本民事訴訟法学会関西支部研究会、於：島根ビル大会議室 2014 年 6 月 7 日
日本民事訴訟法学会 第 84 回大会 シンポジウム 於：九州大学 2014 年 5 月 18 日 「倒産手続の担い手 その役割と考え方」佐藤鉄男、中西正、松下祐記、高田賢治
藤本利一、「日本における国際倒産事件の規律」東アジア倒産再建協会、第 5 回シンポジウム 於：人民大学(中華人民共和国 北京) 2013 年 10 月 20 日

〔図書〕(計 5 件)

杉本純子、破産管財人による動産売買先取特権の目的物処分可否、杉本和土、破産管財人による所有権留保付動産の換価、商事法務、破産管財人の財産換価、2015、685-704、705-727 計 43 頁分(科研費の記載なし)
水元宏典、「破産手続開始後にした破産者の行為と否認権」、有斐閣、民事手続法学の現代的使命、2015、19 頁分(科研費の記載なし)
佐藤鉄男、「倒産処理と社会的正義 周辺の利害関係人をいかに遇するか」、民事法研究会、会社法・倒産法の現代的展開、2015、20 頁分
松下祐記、「再生債務者代理人の地位に関する一考察」、有斐閣、民事手続法学の現代的使命、2015、28 頁分
藤本利一、「債権者一般の利益概念の意義と機能」、民事法研究会、倒産・再生訴訟、2014、41 頁分

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤鉄男 (SATO, Tetsuo)
中央大学・法務研究科・教授
研究者番号：80187210

(2) 研究分担者

中西正 (NAKANISHI, Masashi)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号：10198145

藤本利一 (FUJIMOTO, Toshikazu)
大阪大学・高等司法研究科・教授
研究者番号：60273869

松下祐記 (MATSUSHITA, Yuuki)
千葉大学・専門法務研究科・教授
研究者番号：50340287

水元宏典 (MIZUMOTO, Hironori)
一橋大学・法学研究科・教授
研究者番号：80303999

名津井吉裕 (NATSUI, Yoshihiro)
大阪大学・高等司法研究科・教授
研究者番号：10340499

高田賢治 (TAKATA, Kenji)
大阪市立大学・法学研究科・教授
研究者番号：40326541

倉部真由美 (KURABE, Mayumi)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：20367965

金春 (JIN, Chun)
同志社大学・法学部・准教授
研究者番号：80362557

杉本和士 (SUGIMOTO, Kazushi)
千葉大学・専門法務研究科・准教授
研究者番号：40434229

北島(村田)典子 (KITAJIMA, Noriko)
成蹊大学・法学部・教授
研究者番号：80407171

杉本純子 (SUGIMOTO, Junko)
日本大学・法学部・准教授
研究者番号：00549800

玉井裕貴 (TAMAI, Hiroki)
東北学院大学・法学部・助教
研究者番号：70737535

(3) 連携研究者 ()
研究者番号：

(4) 研究協力者